



監査告示第 1 号

令和3年11月26日付け監査第1126001号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、  
地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月17日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

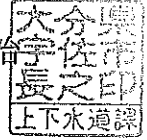
宇佐市監査委員 多田羅 純一



上下水第 1207003 号  
令和 3 年 12 月 7 日

宇佐市監査委員 佐藤博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅純一 様

宇佐市長 是永修治  
(上下水道課)



令和 3 年度第 2 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況  
について (報告)

令和 3 年 1 月 26 日付監査第 1126001 号で報告のあった定期監査結果について、  
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 指摘事項

- ・該当なし

#### 2. 注意事項

##### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ① 単年度の業務委託であるにもかかわらず、長期継続契約を締結しているもの
- ② 契約保証金の免除要件が適していないもの

#### 措置状況

##### (1) 契約事務について

- ① 宇佐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び宇佐市契約事務規則を遵守し適切な事務処理を行うように致します。

事務事業の実施にあたり委託等を起案する際は安易に前例どおりとするのではなく、例規等を確認し適切な契約事務を行います。

- ② 宇佐市契約事務規則及び庁内マニュアル等を遵守し適切な事務処理を行うように致します。



契約保証金を免除しようとする場合は、同規則第7条第1項各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認致します。

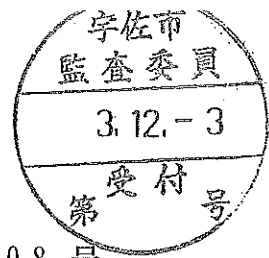
### 3. 要望事項

契約について、特命随意契約によるものが多く見受けられた。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由については細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。

#### 措置状況

一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約事務において随意契約はあくまで例外的に認められた契約締結の方法であることから、その取扱いは慣例によるものではなく適正かつ客観的な運用が求められることとなります。

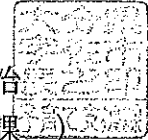
委託業務の場合では、なぜ該当業務を委託するのか、その具体的な目的及び必要性（事務の効率化、専門的な知識の活用、経費の削減及び利便性の向上など）の説明責任を果たすよう適切な事務を執行いたします。



字第 1201008 号  
令和 3 年 12 月 1 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是 永 修 治  
( 子育て支援課 )



### 令和3年度第2回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について (報告)

令和3年11月26日付監査第1126001号で報告のあった定期監査結果について、  
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1. 指摘事項

- ・該当なし

##### 2. 注意事項

- ・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ① 契約保証金の免除要件が適していないもの

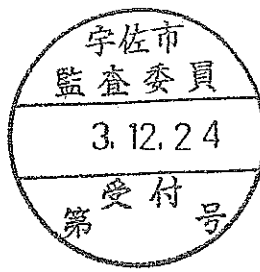
##### 措置状況

・今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を行うよう周知してまいります。

- ① 契約保証金の免除要件については、庁内マニュアル等を確認しながら要件に適した契約となるよう注意してまいります。

##### 3. 要望事項

- ・該当なし



福祉第1223006号  
令和3年12月23日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治  
(担当 福祉課)



令和3年度第2回定期監査における指摘要望事項等に対する措置状況  
について (報告)

令和3年11月26日付監査第1126001号で報告のありました定期監査結果  
につきまして、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

## 記

1. 指摘事項  
該当なし

## 2. 注意事項

### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務  
を執行されたい。

①見積合わせに係る契約条項を示す期間について、適正な閲覧期間を確保してい  
ないもの

### 措置状況

法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、見積合わせに係る適正な閲覧期間を確  
保し、適正な契約事務を執行するよう周知徹底を図ってまいります。

3. 要望事項  
該当なし